

帰還困難区域の放射線防護対策について (特定復興再生拠点区域外における土地活用関連)

令和 2 年 7 月

内閣府原子力被災者生活支援チーム

1. 経緯・背景

2. 依頼内容と今回検討する放射線 防護対策の基本的考え方

1-1. 帰還困難区域を巡る対応の経緯

- 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」
(H23.12 原子力災害対策本部)

⇒5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域を「帰還困難区域」とした。



- 福島復興再生特別措置法の改正 (H28.8 原子力災害対策本部)

⇒5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の整備を決定。

⇒帰還困難区域について、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除」する姿勢を表明。



- 特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて (H30.12 原子力災害対策本部)

⇒原子力規制委員会でのご審議を踏まえ、拠点区域における放射線防護対策を決定。

⇒避難指示解除のプロセス及び帰還に向けた準備を進めるための立入緩和方針を決定。



- 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (R1.12 閣議決定)

⇒拠点区域外について、地元の土地活用の意向等を踏まえ、避難指示解除に向けた政策の方向性を検討する方針を決定。



- 飯舘村からの要望 (R2.2)

⇒拠点区域外（長泥地区）を復興公園として整備し、拠点区域外の住民がふるさとを折にふれて訪れることができるよう、避難指示を解除してほしいとのご意向を表明。



- 原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会からの要望 (R2.5)

⇒拠点区域外の除染や避難指示解除に向けた方針の早急な明示等をご要望（昨年4月、11月にも同趣旨のご要望）。



- 与党東日本大震災復興加速化本部からの申入れ (R2.5)

⇒①地元が要望する拠点区域外の土地活用実現に向けて、地元の強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、現状の制度等にとらわれず、拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組みを構築すべき。

②住民の帰還・居住に向けた地元の意見・要望を一層丁寧に伺いながら、引き続き、拠点区域外の政策の方向性を検討すべき。

1-2. 帰還困難区域の避難指示解除の考え方

1. 従前より、地元は帰還困難区域のふるさとに帰還・居住したいのご意向を表明されており、これに対応するための1つの仕組みとして、特定復興再生拠点区域制度が存在。地元からは、特定復興再生拠点区域外の方向性を早期に示してほしいとの強いご要望をいただいております、引き続き検討中。
2. 今回、飯舘村から新たに示されたご意向は、住民が折に触れて訪れることのできる公園を整備することを念頭に、帰還困難区域の土地活用に向けて避難指示を解除してほしいというもの。
3. このため、今回の土地活用に関する地元からのご要望を踏まえ、これに適用しうる避難指示解除の仕組みを検討しているところ。

<帰還困難区域の避難指示解除の考え方>

I ふるさとに帰還・居住したいのご意向への対応（基本的検討）

- ・特定復興再生拠点区域制度の下、現在、避難指示解除に向けて、除染やインフラ・生活環境の整備を実施中。
- ・地元のご意見・ご要望を一層丁寧に伺いながら、拠点区域外の政策の方向性を検討中。



II 特定復興再生拠点区域外を土地活用したいのご意向への対応（今回の検討）

- ・地元の土地活用への強いご意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組みを新たに検討。

1-3. 今回の土地活用に向けた避難指示解除の検討について

1. 地元の土地活用への強いご意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組みを新たに検討。
2. その際、従前の解除とは異なり、土地活用が主目的の解除となることから、その目的に沿った形で、土地活用を実現するために必要な環境整備がなされる必要がある。
3. この環境整備としては、用途に応じた土地の造成・設備の設置、防犯・保安対策、線量低減措置等があげられる。
4. また、住民の安全確保の観点から、これまで実施してきた避難指示解除と同様に、年間積算線量が20mSv以下になることが確実であることを必須としたい。
5. 加えて、土地活用が地域の復興を妨げるものであってはならないため、活用の目的が復興に資するものであることが地元自治体によって事前に確認されている必要がある、実際の解除に当たっては、県、市町村、住民との十分な協議が前提となる。

1. 経緯・背景

2. 依頼内容と今回検討する放射線 防護対策の基本的考え方

2-1. 依頼内容

1. 政府として、住民の安全の確保を前提として、地元のご意向に沿う土地活用に向けた避難指示解除の仕組みの検討を開始したところ。
2. なお、今回検討中の新たな仕組みにおいて、土地活用がなされる区域では、住民が日常的な生活を営むことは想定していないが、従前の避難指示解除済み区域と同様に、住民の立ち入りは自由であり、往来の制約はないこととなる。
3. こうした観点を踏まえて検討した放射線防護対策を提示するので、評価・コメント等をいただきたい。

2-2. 想定される土地活用の類型と住民の往来頻度

1. 拠点区域外の土地活用類型としては、①住民の往来頻度が低い土地活用（事業活動等）のほか、②一定の住民往来が想定される土地活用（復興公園等）が考えられる。
2. ②は、飯舘村の復興公園のように、解除済みエリア等に居住する住民が時折往来することが想定され、今般の放射線防護対策の主な対象となる。

<類型① 住民の往来頻度が低い土地活用(事業活動等)>

※ 拠点区域外の特性（広大な土地、交通アクセスが比較的良好等）を踏まえると、例えば、以下のような事業が想定される。

業種	想定される事業内容の例	住民の往来頻度
製造	工業製品の生産、研究開発等	事業用地であり、基本的には住民の往来がほとんど想定されない。
エネルギー	メガソーラー等	
運輸	物流施設等	
情報通信	データセンター等	

<類型② 一定の住民往来が想定される土地活用(復興公園等)>

住民の往来頻度

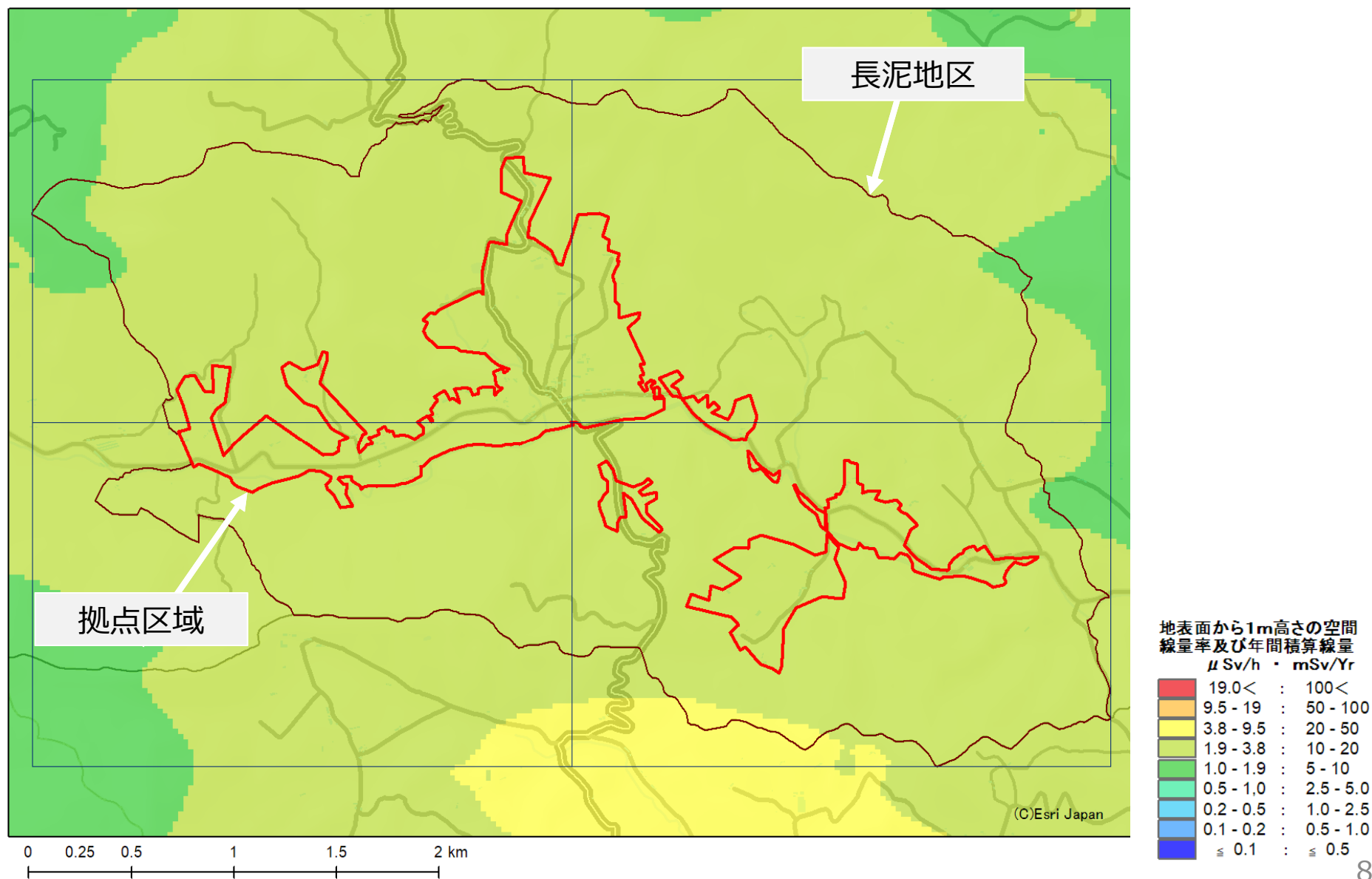
日常的な生活を営むことは想定されないが、一定の住民往来が想定される。

（例：公園）一日当たりの平均在園時間は、平日約1.46時間、休日約2.26時間という国の調査結果もある。（出典：国土交通省「平成26年度 都市公園利用実態調査」）

※ なお、いずれの類型においても、事業用地で働く従業員には、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）が適用される。

2-3. 土地活用想定エリア（飯舘村長泥地区）における放射線量の状況

- 飯舘村の拠点区域外の放射線量は、拠点区域と同様に、年間20mSvを概ね下回る状況。



※「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」(令和2年2月13日 原子力規制委員会)を基に作成。

2-4. 拠点区域外の土地活用に向けた放射線防護対策の基本的考え方①

1. 従前、住民の帰還・居住に向けて、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成25年・原子力規制委員会）及び「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」（平成30年・原子力被災者生活支援チームほか）に基づき、住民の個人線量に着目した取組等を実施してきた。
2. 今般検討すべき放射線防護対策は、解除済みエリア等に居住しつつ拠点区域外を「往来する」住民を念頭に置きながら、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」に沿ったものとして認められた「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」をベースとして策定する。
3. したがって、引き続き、住民が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを長期目標とした上で、住民の日常生活の中に拠点区域外で過ごす時間が加わる可能性を視野に含めて、個人線量のきめ細かな把握・管理等の住民の安全・安心に資する取組を講じていきたい。
4. なお、住民の安全・安心に資する取組を実施する際には、今回検討している土地活用に向けた避難指示解除の仕組みが、従前にはない新たなものとなることを踏まえ、丁寧に実施する必要があることに留意したい。

2-5. 拠点区域外の土地活用に向けた放射線防護対策の基本的考え方②

- 今般検討すべき放射線防護対策の取組の内容は、「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」における取組の内容（下記）を、住民の日常生活の中に拠点区域外で過ごす時間が加わる可能性があるという観点から精査しながら作成していきたい。

「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」（平成30年）における取組の内容と関係府省庁

（1）住民の個人線量の把握・管理

- ①個人線量計等を用いた個々人の被ばく線量の測定【内閣府】
- ②被ばく線量結果等に対する相談体制の整備【内閣府】

（2）住民の被ばく線量の低減に資する対策

- ①個人線量計を用いた生活パターンごとの実測データの把握・提示【内閣府】
- ②蓄積された個人線量データに基づく生活パターンごとの被ばく線量の推計・提示【内閣府・規制庁】
- ③震災当初と現在の空間線量率の経時的な比較図の提示【内閣府・規制庁】
- ④ダストモニタリング【内閣府】
- ⑤屋内での個人被ばく線量低減のための掃除の方法の周知【内閣府・環境省】

（3）住民にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーション・健康不安対策

- ①個人線量計の測定結果や蓄積されたデータに基づくパターンごとの被ばく線量推計の活用【内閣府】
- ②自治体や相談員等に対する、支援センター及び専門家による科学的・技術的側面からの支援【内閣府・環境省】
- ③自治体横断の実務者会合の定期的な開催【内閣府・環境省】
- ④生活再建支援と一体となった相談体制の確保【内閣府・環境省】